

弘前市教育振興基本計画の概要（令和5年度～令和8年度）

（1）教育振興基本計画とは

教育基本法第17条第2項の規定では、地方公共団体は国が策定した教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

これに基づく当市の教育振興基本計画は、当市が抱える教育課題について、教育委員会と市長部局が密接に連携し、歩調を合わせて取り組む必要があることから、行政運営の最も基本となる計画である弘前市総合計画の教育関連部分をもって当市の教育振興基本計画としています。

（2）弘前市総合計画の教育関連部分

弘前市総合計画（2019年度～2026年度）

Ⅲ. 後期基本計画（2023年度～2026年度）

4. 分野別政策

・「①学び」の部分および「⑭景観・文化財」のうち文化財に関する部分

（参考）総合計画の教育に係る政策体系図

政策	政策の方向性	施策
① 学 び	1 地域を担う人材の育成	1) 学校・家庭・地域が共に支える環境づくり
		2) 健やかな体を育成する教育活動の充実
		3) 学力の向上と時代に対応する教育の推進
		4) 生きる力を育む地域活動の支援
		5) 感性を高め夢を広げる事業の展開
	2 生涯学習推進体制の充実	1) 多様な学習機会の提供と地域コミュニティの活性化
		2) 社会教育施設と体制の充実
	3 教育環境の充実	1) 共生社会に向けた教育基盤の確立
		2) 就学等の支援による教育の機会均等
3) 快適で安心して過ごせる教育環境の整備		
⑭ 景 観 ・ 文 化 財	1 郷土弘前を愛し、自然や歴史・文化財に親しむ心の醸成	1) 文化財の公開・情報発信と学習等の充実
		2) 地域に根差した文化遺産の保存と伝承
	2 景観形成・歴史的風致の維持向上	3) 文化財の保存・管理と整備の推進